



	附 則（昭和四八年四月二三日政令第九八号）抄	1 （施行期日） この政令は、昭和四八年五月十五日から施行する。
	附 則（昭和四八年九月五日政令第二五六号） この政令は、昭和四八年五月十五日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和四九年九月五日政令第三二号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和四九年九月五日政令第三二〇号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和四九年九月五日政令第三二〇号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五〇年八月二六日政令第二五八号） この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五一年一月二三日政令第二三号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五一年九月一 日政令第二三三号） この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五一年九月五日政令第三二号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五二年八月二三日政令第二一号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五二年八月二三日政令第二一号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五三年九月五日政令第三二五八号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五三年九月五日政令第三二五八号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五四年九月五日政令第三二五八号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五四年九月五日政令第三二五八号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五五年八月二八日政令第一六号） この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五五年八月二八日政令第一六号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五六年八月二一 日政令第二四七号） この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五六年八月二一 日政令第二四七号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五六年八月二一 日政令第二六九号） この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五六年八月二一 日政令第二六九号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五七年五月二八日政令第一五一号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五七年五月二八日政令第一五一号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五七年八月一三日政令第二二一号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五七年八月一三日政令第二二一号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五七年八月一六日政令第一九五号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五七年八月一六日政令第一九五号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（昭和五九年八月二五日政令第二八五号） この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、昭和五九年八月二五日政令第二八五号） この政令は、公布の日から施行する。
	附 則（平成五年三月二四日政令第五四号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、平成五年三月二四日政令第五四号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。
	附 則（平成五年一月五日政令第一一号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、平成五年一月五日政令第一一号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。
	附 則（平成五年四月一〇日政令第一五九号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、平成五年四月一〇日政令第一五九号） この政令は、平成五年四月一日から施行する。
	附 則（平成一四年四月一〇日政令第一五九号） この政令は、平成一四年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、平成一四年四月一〇日政令第一五九号） この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
	附 則（平成一五年九月二十五日政令第四三四号） この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	1 （施行期日） この政令は、平成一五年九月二十五日政令第四三四号） この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年八月六日政令第二五  
三号）

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に  
関する法律の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一九年三月二日政令第三九  
号）

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に  
関する法律の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一九年四月四日政令第一五  
八号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一九年一〇月三一日政令第  
三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一〇年二月二七日政令第三  
四号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二二年一〇月一五日政令第  
二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二二年一二月一七日政令第  
三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二三年一月二一日政令第三  
二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二二年一二月一七日政令第  
二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二五年二月一四日政令第三  
四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一中「金属研磨仕上げ」、「製材のこ  
目立て」、「ガラス製品製造」及び「れんが積  
み」を削る改正規定は、平成二十四年三月三十  
日から施行する。

**附 則**（平成二七年二月一六日政令第  
五号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二六年五月一日政令第一七  
四二一号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行  
する。

**附 則**（平成二七年一二月一六日政令第  
四二四号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行  
する。

**附 則**（平成二七年一二月一六日政令第  
四二四号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行  
する。  
<sup>1</sup> 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行  
する。

**附 則**（令和五年一二月二二日政令第三  
七〇号）

この政令は、令和六年四月一日から施行す  
る。